

学生協ニュース

No.49

東 北 大 学
(学生生活協議会広報委員会)

旧「有朋寮」建物明渡等請求訴訟控訴審判決について

平成15年3月31日をもって使用を停止した旧「有朋寮」に居住を継続している学生らに対する建物明渡等請求訴訟について、平成18年4月25日 仙台高等裁判所において控訴（第2）審の判決言渡がありましたので、お知らせします。

1 判 決（抜粋）

平成17年（ネ）第367号 建物明渡等請求控訴事件

口頭弁論終結日 平成18年2月28日

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 控訴人らは、被控訴人に対し、別紙物件目録記載の建物を明け渡せ。
- 3 (1) 控訴人らは、被控訴人に対し、連帯して4万7183円を支払え。
(2) 控訴人Aを除く控訴人らは、被控訴人に対し、連帯して3122円を支払え。
(3) 控訴人A、同B、同Cを除く控訴人らは、被控訴人に対し、連帯して9万2400円を支払え。
(4) 控訴人A、同B、同C、同Dを除く控訴人らは、被控訴人に対し、連帯して平成18年1月1日から2項記載の建物明渡済みまで、1か月4400円の割合による金員を支払え。
- 4 被控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、1、2審を通じてこれを10分し、その1を被控訴人の負担とし、その余は控訴人らの負担とする。
- 6 この判決の2項及び3項は、仮に執行することができる。

※ 判決主文3項1号から4号の損害金の額については、次の方法により算出されました。

1か月：4400円＝400円（有朋寮の1か月当たりの寄宿料）×11人（控訴学生らの人数）

1か月未満：日割計算による。

2 経緯等

平成13年9月18日開催の評議会は、昭和28（1953）年開寮の有朋寮について、経年劣化による老朽化が著しく地震による倒壊や火災による焼失の危険性があることから、入寮生の生命・身体の安全確保を図るために平成15年3月31日をもって使用停止することを決定しました。使用停止決定に当たっては、平成12年9月1日に、有朋寮同様の木造寄宿舍であった昭和舎（昭和15年開寮）が夜間の不審火により短時間で全焼したことも少なからず影響しました。使用停止決定を受けて当時の入寮生に対しては、在寮期限の2年を尊重し、他寮や民間アパートへの転居支援を行った結果、ほとんどの寮生は使用停止期限までに転居しました。しかし、一部の学生は使用停止後も居住を継続し、平成15年4月7日付けで大学が出した退去命令にも応じなかったために、大学は学生に対し旧「有朋寮」の建物明渡等を求める民事訴訟の提起を仙台北務局に依頼しました。

裁判（第1審）は、平成15年11月27日開始され、平成17年9月1日判決言渡が仙台地裁で行われました（学生協ニュースNo.46参照）。学生らは仙台地裁の判決を不服として平成17年9月12日仙台高裁に控訴を提起していました。第2審では3回の口頭弁論が開かれ、3月15日の和解協議を経て、このたび判決言渡が行われ、第1審判決と同じく学生らに対して建物を明け渡すよう命じられました。

大学は、判決に基づき、占有している学生らに速やかな自主的退去を求めます。